

特別研究員-C P D 各位

独立行政法人日本学術振興会

理事長 里見 進

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別研究員-C P D (令和2年度採用)
の主要渡航に係る特例取扱いについて (通知)

日本学術振興会では、優れた若手研究者が海外の大学等研究機関で長期間研究に専念し、海外の研究者とのネットワークを構築するため、それらを目的として日本国内及び海外の大学その他の研究機関で研究に専念することを希望する者を特別研究員-C P D (以下「C P D」という。)に採用し、長期間研究に専念するための支援を行っています。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響により、申請書の計画による3年間の海外渡航(以下「主要渡航」という。)が実施できないなどの状況が想定されるところです。

このため、日本学術振興会では、令和2年度採用のC P Dを対象として、下記のとおり特例取扱いを設けることとしました。

令和2年度採用のC P Dにおかれましては、本通知の内容をご確認いただき、本特例取扱いの適用を希望する場合は、必要な手続きをお願いいたします。

記

【主要渡航に係る義務の変更】

「特別研究員-C P D (国際競争力強化研究員) 遵守事項及び諸手続の手引 (令和3年度版)」(以下「手引き」という。)
「I-4. 特別研究員-C P Dの義務」では、主要渡航期間を「継続した3年間」として義務付けておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、国外受入研究機関の受け入れに支障が生じるなど、当初の計画による主要渡航が困難な場合は、主要渡航期間を「継続した2年6ヶ月以上」として設定することができる取扱いとします。この場合、令和4年3月末までに日本を出国し、主要渡航を開始いただくこととなりますので、ご注意ください。

また、主要渡航期間を「継続した2年6ヶ月以上」に設定した場合においても、採用期間終了の6か月前までに主要渡航を終えて日本に帰国し研究に専念する必要があります。

なお、令和4年3月末において、主要渡航先に出国し、「継続した2年6ヶ月以上」の主要渡航期間の確保、及び採用期間終了6ヶ月前からの日本での研究専念期間を確保できない場合は、令和5年3月末をもって、C P Dの採用を終了することとします。

(1) 対象者

令和2年度に採用されたCPDで、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年9月時点において主要渡航先に出国できない者のうち、前述の特例措置を希望する者とする。

(2) 手続き

主要渡航開始の40日前までに、「主要渡航計画届」<様式C3-1>を本会まで提出する際、「新型コロナウイルス感染症の影響による主要渡航期間の変更願」<別記様式C1>を必ず添付してください。なお、提出にあたっては、国内受入研究機関の事務局より本会まで電子メールにて提出してください。

その他の手続きについては、手引き「Ⅲ-3. 主要渡航に係る諸手続きについて」をご確認のうえ、必要な書類を本会まで提出してください。

(3) その他

上記の手続きにより、本特例取扱いの承認を受けた場合であっても、その後の主要渡航に係る状況の変化により、令和3年9月末までに主要渡航先に出国する場合は、本特例取扱いの承認にかかわらず、通常の主要渡航に係る義務（継続した3年間）の適用となりますので、ご留意ください。

本通知に関しご不明な点がある場合は、本件照会先までお問い合わせ下さい。

【本件照会先】

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1 麹町ビジネスセンター
独立行政法人日本学術振興会 人材育成事業部 研究者養成課
e-mail: yousei3@jsps.go.jp、 TEL:03-3263-4998